

20年12月定例会

可決された主な議案

地域振興のため総額十億円の基金積立!!

十二月定例会は十二月八日から十二日までの五日間の会期で開かれ二十三件の議案を審議可決しました。主な議決事項は次のとおりです。

平成二十一年度補正予算

◎一般会計

歳入歳出にそれぞれ十一億一千七百万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ七十四億五千九百万円としました。

◎歳入の主なもの

・地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

一千六百四十四万増

・減債基金繰入金

九千四百万増

・財政調整基金繰入金

五千万増

・合併特例事業債

九億五千万増

◎歳出の主なもの

・総務費

十億円増

・地域振興基金積立金

二百七十七万増

・民生費

四百二十七万増

・暖房用灯油助成事業

二百七十七万増

・火災警報器給付事業

四百二十七万増

条例の制定・改正

◎選挙公報の発行に関する条例の制定

町長及び議会議員の選挙において、選挙公報を発行できるようにするもの。

◎地域振興基金条例の制定

地域振興を図るため、合併特例債を財源とする地域振興基金（総額十億円）を設置するため。

◎公益法人等への町職員の派遣等に関する条例の一部改正

国の制度改革に伴い、条例名の変更及び派遣する団体に設立経緯を加える。

◎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

人事院勧告を踏まえ、勤務時間を一日当たり七時間四五分（現行八時間）に改定する。

◎放課後児童クラブ条例の一部改正

岸本児童クラブの移設に伴い、開設場所が変更となるため。

◎国民健康保険条例の一部改正

出産育児一時金の支給額が見直しされたことに伴い、保険契約に必要な費用を三万円を限度として加算して支給する。

◎町営住宅条例の一部改正

町営住宅へ、暴力団員の入居を制限し、住民の安全な生活を確保するため。

臨時議会

10月7日

・損害賠償額の決定について

平成十七年十二月二十五日に発生した鬼の館事故について総額一千六百二十万円で被害者との和解が成立
・平成二十一年度 一般会計補正予算（第五号）

衆議院議員選挙費

一千二百六十五万五千円

水防倉庫（吉定）修繕

五十七万七千円